

子ども一人あたり 5 万円 低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、給付金を給付します。

■対象者

18 歳以下の児童（障がい児は 20 歳未満まで）を養育する保護者で、次のいずれかに該当する方

- ①令和 4 年 9 月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金等を受給していることで、児童扶養手当を受給していない方
- ③コロナの影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の受給基準と同水準の方
- ④令和 4 年 9 月分の児童手当か特別児童扶養手当の受給者で、令和 4 年度分の住民税（均等割）が非課税の方
- ⑤高校生のみを養育する令和 4 年度の住民税（均等割）が非課税の方
- ⑥コロナの影響を受けて家計が急変し、令和 4 年度分の住民税（均等割）非課税と同水準の方

■申請方法

▶対象者①④に該当する方

申請不要です。

①に該当する方には児童扶養手当の指定口座へ 11 月中旬頃に振込予定です。

④に該当する方には児童手当か特別児童扶養手当の指定口座へ 11 月下旬頃に振込予定です。

▶対象者②③⑤⑥に該当する方

申請書や収入額申立書などの提出が必要です。詳しくは市ホームページをご覧ください。



■申請期間

12 月 1 日（木）（予定）～ 令和 5 年 2 月 28 日（火）
平日 8:30 ～ 17:15

■申請窓口

子ども課（小川総合支所 2 階）
福祉事務所美野里支所（市役所本庁 1 階）
玉里総合支所総合窓口係（玉里総合支所 1 階）

問い合わせ

子ども課 子ども家庭係
☎ 0299-48-1111
（内線 2243・2244・2247）

詳細はこちら



野外焼却（野焼き）は禁止されています

■正しく分別して集積所に出しましょう

野外焼却は、悪臭で付近の住民に迷惑をかけるばかりでなく、ダイオキシンなどの有害物質を発生させ、人の健康や生活環境への影響が懸念されます。また、火災の原因にもなるため、法律の規定により野外焼却（野焼き）行為は禁止されています。農業用ビニール等については、市農政課が行うビニール回収等をご利用ください。

■法律により例外的に認められるもの

- ・地域の行事として行う門松やしめ縄などの焼却
- ・農業や林業、漁業を営むために行われる害虫駆除のための稲わら等の焼却や、漁業者が行う魚網に付着した海産物の焼却

例外とされる焼却行為であっても、生活環境上に支障が出て苦情等が報告された場合は、改善命令や行政指導の対象となります。

■被害通報

「煙で窓が開けられない」、「洗濯物に臭いがつく」、「灰が飛んでくる」など野外焼却による被害を受けた場合は、下記までご連絡ください。

悪質な行為（常習、組織的なもの）はお近くの交番や、警察署にご相談ください。

問い合わせ

環境課 廃棄物対策係
☎ 0299-48-1111（内線 1144・1145）